

徴収猶予（換価の猶予）申請書

年 月 日

羽村市長 殿

住所と氏名を記入し、押印してください。
（住民登録と実際に住んでいる場所が異なるときは、実際に住んでいるところも併記します。）

住（居）所
所在地

東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

氏 名
又は名称

〇〇〇〇



地方税法第15条の規定により、下記のとおり（徴収猶予・換価の猶予）を申請します。

納付・納入すべき徴収金	調定	賦課	科目	通知書番号	期(月)	本税額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計額(円)	納期限	備考
			別紙の明細書のとおり							
			滞納処分費							
			合計							
	納付・納入すべき徴収金のうち 猶予を受けようとする徴収金						別紙のとおり			

猶予を受けたい税金などの内容は申し出てください。
市にて明細をお渡しするか、添付します。

猶予該当事実の詳細	猶予該当事実の詳細は、次のいずれかであることを詳しく記入します。 ☆災害（盗難を含む）で財産が損失した ☆本人又は同一生計の家族が傷病した ☆事業を休業した ☆事業に著しい損失があった ☆給与所得者の休業・失業・著しい収入減少
一時に納付・納入することができない事情の詳細	一時に納付・納入することができない事情の詳細は、「猶予該当事実の影響によって、納期のとおり、または一括して納付することができなくなった」事情を詳しく記入します。

納付計画	<input type="checkbox"/> 別紙の納付計画書のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 1年間以内に分割または随時にて納付する計画を記入します。 ただし、猶予した後に生じた税金などは猶予されませんので、納期内に納付する必要があります。
------	---

猶予期間	令和〇年 〇月 〇日 から 令和〇年 〇月 〇日 まで 〇 月間
------	----------------------------------

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 担保財産の詳細又は提供できない場合は、 納税保証人 東京都羽村市羽加美 1-29-5 ▲▲ ▲▲ 担保を提供するよう求められたとき、または猶予金額が100万円以上のときは、必ず担保が必要です
----	--

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予事実証明書類 <input checked="" type="checkbox"/> 財産目録 <input checked="" type="checkbox"/> 収支状況書 <input checked="" type="checkbox"/> 担保関係書類
------	--

※ただし、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、申請書を作成した日まで

添付書類は全てご用意のうえ、レ点を記入します。

財産目録及び収支状況書

見 本

年 月 日

1 住（居）所・氏名等 _____ (□申請書のとおり)

2 現在保有資金額

現金及び預貯金	預貯金等種類	保有金額 (円)	納付可能金額 (円)	納付に充てられない事情
現金	—	80,000	20,000	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
●●銀行●●支店	普通	300,000	0	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 (家賃)
				<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()

現在お持ちの資金（現金・預金などの流動性のもの）を記入し、税金などとして納付できるか否かを記入します。

3 平均的収入及び支出状況（月額）

猶予事実が生じる前の状況			猶予事実が生じた後の見込状況		
区 分		月 額 (円)	区 分		月 額 (円)
収 入	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 報酬 <input checked="" type="checkbox"/> 契約金	250,000	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 報酬 <input checked="" type="checkbox"/> 契約金		110,000
	<input type="checkbox"/> 売上		<input type="checkbox"/> 売上		
	その他 (配当金・妻給与)	130,000	その他 (配当金・妻給与)		130,000
1-1	収入合計	380,000	1-2	収入見込合計	240,000
支 出	仕入	50,000	仕入		20,000
	給与、役員報酬		給与、役員報酬		
	家賃（住宅ローン含む）等	70,000	家賃（住宅ローン含む）等		50,000
	諸経費	30,000	諸経費		20,000
	借入返済（住宅ローン以外）	30,000	借入返済（住宅ローン以外）		10,000
	その他 (所得税)	10,000	その他 (所得税)		10,000
	生活費 (同一生計扶養 2 人)	120,000	生活費 (同一生計扶養 2 人)		110,000
2-1	支出合計	310,000	2-2	支出見込合計	220,000
納付可能基準額(1-1)-(2-1)		70,000	納付可能見込額(2-1)-(2-2)		20,000

猶予事実が生じる前の1年間の平均的収支（も前年の同月でも良い）を記入します。
 猶予事実が生じた後の見込には、今後の猶予を申請する期間の平均的収支見込を記入します。

4 分割納付計画

月額 20,000円 毎月 隔月 支払日 20日

5 財産の状況

(1) 給料、売掛金、請負契約金、貸付金及び債権（有価証券、債券及び保険等）の状況

給料又は売掛先等の名称及び所在	売掛金等の額 (円)	履行期日等	種類 (名称)	履行方法
東京都新宿区西新宿2-8-1 株式会社〇〇 〇〇営業所	250,000	毎月20日	営業事務	口座振込払い
大阪府大阪市中央区備後町□-□ □□生命保険	400,000	毎月15日	積立型生命保険	請求払い
東京都中央区築地5丁目3番□号 株式会社△△	900,000	●年●月●日支払	工事代金	口座振込払い

(2) 不動産等及び無体財産権の状況

区分	名称又は所在等	性質又は面積等	評価額 (円)
土地建物 及び 工場財団等	所在 なし	財産は、所有していないものは「なし」、所有しているものは概要を記入します。評価額は現在の売却見込額もしくは購入価格から減価償却した額を記入します。 動産は概ね3万円以上の生活用品以外で構いません。	
	所在		
自動車 二輪車 建機 船舶 航空機等	名称 三菱eKカスタム	年式 平成29年式	700,000
	所在 羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1	型式 DBA-B11W	
特許権 及び 著作権等	名称 なし	年式	
	支払者	型式	
預託株式 及び 振替社債等	銘柄 三菱自動車工業株式会社	数量	30,000
	口座 △△証券株式会社 99999×	100株	
動産	業務用清掃機器	平成27年式	600,000

6 保証人 (保証) 担保とする財産、保証人は抵当権設定承諾書・保証書の作成と提出が必要です。

関係	住所及び氏名	生年月日	収入 (月額、円)	職業及び所有財産等
父	東京都羽村市羽加美 1-29-5 △△ △△	S35.9.1	400,000	株式会社××勤務 会社員 自宅不動産所有

7 負債の状況 (国税、都税、その他公租公課及びその他一般の債務)

債権者名及び住所	債務額	月返済額	完済予定日	担保等
〇〇税務署 東京都〇〇市××	110,000	10,000(猶予中)	R3.3.10	なし
××ファイナンス(株) 東京都△△区××	300,000	10,000(猶予中)	R4.10.30	なし

収入、支出、財産、負債は資料を添付します。
収入は給与明細・売上帳簿など、支出は経費帳簿 (生活費は除く) など
財産は車検証・購入明細など (明確に分かる写真でも良い)、負債は明細など残額が分かるもの

8 家族 (役員) の状況

続柄 (役職)	氏名	生年月日	収入 (円) (月額、専従者給与を含む)	職業及び所有財産等
妻	〇〇 △△	H2.1.15	110,000	(株)〇〇 医療事務
子	〇〇 □□	H25.4.14	0	□□小学校

※上欄に記入しきれないときは、別紙にまとめ、添付のこと。